



「宮城県RTKシステム」利用申込案内

令和7年4月21日 宮城県農業振興課

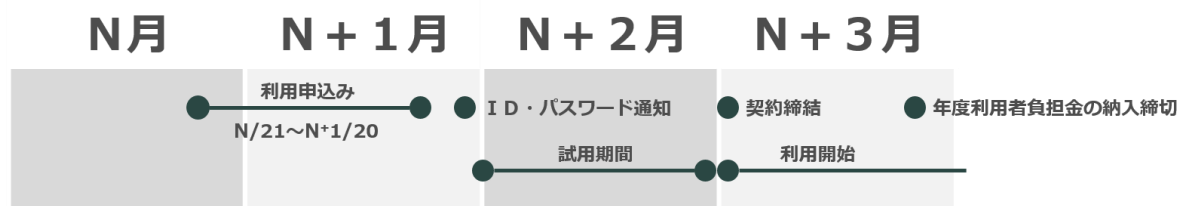
1 利用申込み

- (1) 電子申請サービス (<https://logoform.jp/form/GQGB/912331>) で通年受付しています。
- (2) 申込期限は、毎月20日です。
- (3) 申込期限のおおむね1週間後に、公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県から業務委託）から「ID・パスワード等通知書」と「利用契約書（様式）」を発出します。【裏面3参照】



2 運用の概要

- (1) 利用者： 農業者、農業法人、農業関連企業等
- (2) 契約期間： 利用契約日（申込月の翌々月1日）から令和10年3月31日まで
 - ID・パスワードは、試用期間として事前に発行されます。
 - 利用者負担金は毎年、1年度分ごと、請求されます。
 - 1月21日から3月31日までの申込みは、次年度の利用契約（利用者負担金発生）となります。
 - 契約期間中にIDの追加契約や取消しは可能です。
 - 利用者負担金の払戻及び日割・月割は行いません。



(3) 利用者負担金

ID発行数	年度ごと負担金額	利用期間の区切
発行1つ目（1件目）	20,000 円（税込）／件	4月1日から翌年3月31日 （年度単位）
発行2つ目（2件目）以降	10,000 円（税込）／件	

- (4) 配信方式： Ntrip 方式（インターネット回線によるデータ配信）RTCM3.0 及び 3.2 の同時配信

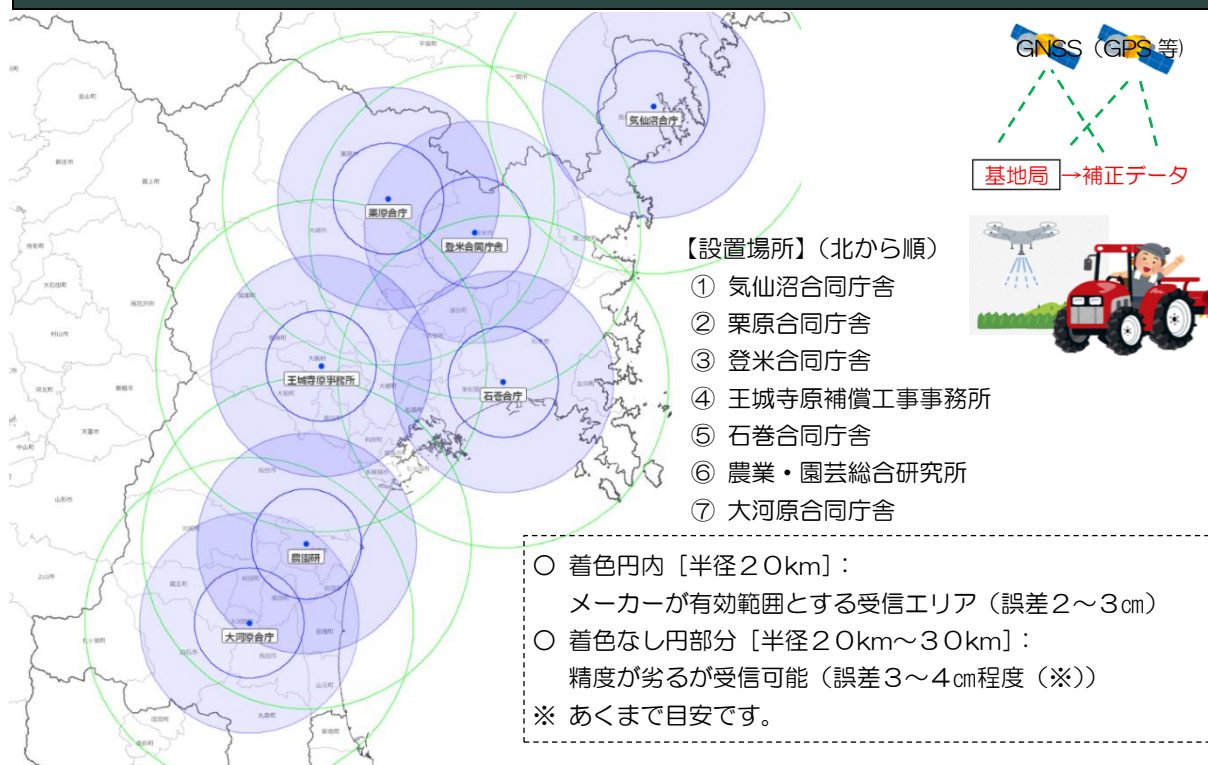
【利用上の注意】

- 通信には、一部のシステムを除き、OS が Android（OS バージョン 4 以降）対応のスマートフォンやタブレット端末、通信機器等が必要となります。（アプリは iPhone の OS（iOS）に対応していません）
- 通常の携帯電話が使用できないエリアでは、本方式は受信できません。

3 利用開始までの流れ

利用者	⇔	県・公社	備 考
利用申込み〔フォーム入力〕	→	利用申込受付〔受理〕 ↓	利用1件（ID・パスワード1つ）ごとに、1回、電子申請してください。申込期限は、毎月20日です。
ID・パスワード等通知書 契約書（様式）〔受理〕 ↓	←	ID・パスワード等通知書 契約書（様式）〔発出〕 ①	申込期限のおおむね1週間後に、郵送又メールにより発出します。
機器と通信〔接続確認〕			試用期間はID・パスワード発行後からおおむね1か月です。
※ 申込を取り消す場合のみ 取消届〔フォーム入力〕	→	取消届〔受理〕 ②	利用者負担金の払戻及び日割・月額 はしません。
契約書（利用者側押印）〔郵送〕	→	契約書〔受理〕 ③ ↓	契約書2枚を印刷し、それぞれに押印して、翌月20日までに県庁に郵送してください。
契約締結 納入通知書〔受理〕 ↓	←	契約書（県側記入押印） 納入通知書〔発出〕 ④	契約書に県側が記入・押印して契約書を完成させます。申込月の翌々月1日が契約日になります。
利用者負担金の納入	→	利用者負担金の受領 ⑤	納入通知書の期限（納入期限20日間）までに納入してください。

4 RTK基地局設置場所



機関名	連絡先	問合せ・相談内容
（公社）みやぎ農業振興公社	022-342-8380	RTKシステム全般に係る問合せや相談
宮城県農業振興課	022-211-2833	電子申請フォーム入力に係る問合せ